

議 事 録

|                 |  |                         |   |
|-----------------|--|-------------------------|---|
| 会議名             | 平成29年度寒川町指定管理者選定委員会会議（平成30年3月9日開催分）  |                         |   |
| 開催日時            | 平成30年3月9日（金）、午後1時30分～午後3時40分   |                         |   |
| 開催場所            | 寒川町役場本庁舎2階 災害対策本部室   |                         |   |
| 出席者名、欠席者名及び傍聴者数 | <p>《出席委員》<br/>         条例第12条第3項第1号に規定する学識経験者<br/>         公認会計士、社会保険労務士、神奈川大学法学部准教授、<br/>         寒川町まちづくり推進会議からの推薦委員<br/>         ※委員名は寒川町情報公開条例第5条第4号の規定により非公開としています。</p> <p>条例第12条第3項第2号に規定する町職員<br/>         常盤副町長（委員長）、深澤企画部長（副委員長）、小島総務部長、<br/>         中島町民部長、亀山福祉部長、野崎健康子ども部長、畑村環境経済部長、<br/>         黒木都市建設部長、伊藤拠点づくり部長、古谷教育次長、小林消防長</p> <p>《欠席委員》<br/>         新藤議会事務局長</p> <p>《対象施設の職員》<br/>         長岡賢一（教育総務課長）、奥谷浩二（同課主査）、<br/>         高木秀彰（寒川文書館長）、小林正直（都市計画課長）、<br/>         米山智己（同課副技幹）、山仲規之（同課主事）、<br/>         亀井正人（健康・スポーツ課長）、酒井道雄（同課主事）、<br/>         芹澤るみ子（協働文化推進課長）、岡野達也（同課主任主事）、<br/>         内田武秀（福祉課長）、山田真（同課主任主事）、<br/>         鈴木隆俊（福祉部参事兼高齢介護課長）、青木耕一（同課副主幹）</p> <p>《事務局職員》企画部企画政策課<br/>         高橋陽一（課長）、青木裕昭（主幹）、吉田史（副主幹）、<br/>         三澤功一（主任主事）、赤崎平（主任主事）</p> |                         |   |
| 議 題             | (1) 指定管理者制度導入施設における管理の状況（総括評価）について<br>(2) その他  |                         |   |
| 決定事項            | 条例第12条第1項第2号の諮問に対する答申（調査審議）  |                         |   |
| 公開又は非公開の別       | 非公開  | 非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む） | 委員の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため<br>[規則第7条] |

議事の経過

○開会

○議題

**(1) 指定管理者制度導入施設における管理の状況（総括評価）について**

(委員長) それでは、議題の『指定管理者制度導入施設における管理の状況（総括評価）について』ということで、審議を進めます。最初に、モニタリング評価制度の概要と本日の進め方について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) それでは、モニタリング評価制度の概要と本日の進行について、ご説明させていただきます。資料は、参考に添付しております、「寒川町 指定管理者制度に関するモニタリング評価について」をご覧ください。まず、こちらの2ページをお開きください。

寒川町におけるモニタリング評価は、(1)の「モニタリング」と(2)の「総括評価」に分けて実施しています。モニタリングは、毎年度9月・2月の年2回以上実施しておりまして、実際の業務内容に着目した確認作業と、指導・監督を行っております。それに対し、総括評価は、毎年度2月に実施し、年間の事業計画などがきちんと履行されているかといった点に着目し、1年間の管理業務を総括した評価を行っております。なお、本来であれば、年度明けに各指定管理者より年度報告書が提出されたことを以て、総括評価を行うべきではございますが、寒川町におきましては、次年度の協定や事業計画に速やかに反映させていきたいという理由から、この時期に、見込に値する評価を行っております。本日皆様にご確認いただくのは、この総括評価の内容となります。続く3ページの上段、2のモニタリング評価の対象をご覧ください。モニタリング評価の実施にあたっては、各施設を2つの類型に分類しております。類型Ⅰは、指定管理者の選定が非公募で行われた、もしくは、施設の設置目的から利用者等が限定されている施設でございます。健康管理センター、地域集会施設、福祉活動センター、ふれあいセンターが、これに該当します。これらの施設は、地域活動や福祉・健康づくりなど、町の政策・施策の推進に特化した施設であり、そのため、モニタリング評価でも町の主体的な評価を実施している施設です。対して、類型Ⅱは、指定管理者の選定が広く公募で行われ、かつ制限なく、どなたでもご利用いただける施設を位置づけております。具体的には、総合図書館・文書館、公民館3館、総合体育館、田端スポーツ公園が、これに該当します。

続いて、ページを少しお進みいただき、16ページをお開きください。こちらは、今回皆様にお配りいたしました総括評価票でございます。このページには、施設類型Ⅰの施設用の総括評価票を、次のページには、施設類型Ⅱの施設用の総括評価票を掲載しております。この帳票の見方を簡単にご説明させていただきます。16ページ施設類型Ⅰ用の帳票をご覧ください。横向きの票の中頃にモニタリング結果が掲載してございますが、こちらは、9月及び2月に各施設所管課が行ったモニタリングの結果と、主な指摘事項が記載されております。このモニタリングの結果も踏まえ、施設所管課が年間の管理状況について評価を行い、一番右の評価欄に、特記事項とともに記載してございます。また、帳票の下段にはそれらの評価結果を踏まえた各施設所管課のコメントを総括評価として記載してございます。また、モニタリング及び総括評価において付けております、「◎、○、△、×」といった評価については、どのような基準で付けたの

かという区分を、帳票の右下に掲載してございます。また、この区分は、モニタリング、総括評価、共通でございませう。次に17ページの施設類型Ⅱの帳票をご覧ください。評価項目など、基本的なフォーマットは類型Ⅰのものと共通でございませうが、2点違う部分でございませう。まず1点目は、モニタリング結果の欄でございませう。項目としては変わりありませんが、施設類型Ⅱでは、類型Ⅰの施設と比べ、より広く皆様にご利用いただいている施設であることから、町職員以外の目も入れるという意味で、外部モニターによる確認も行っております。ここに記載しているモニタリング結果については、外部モニターの確認内容も踏まえたうえで、施設所管課が付けたものでございませう。なお、外部モニターについては、6ページに記載してございませうので、後ほどご確認いただければと思ひませう。2点目として、帳票右側にございませう総括評価欄が類型ⅠとⅡで異なっております。モニタリング結果を踏まえ、施設所管課が年間の評価を行うという点は変わらないのですが、類型Ⅱでは、さらに指定管理者による振り返りを行っております。指定管理者による振り返りの内容が「一次評価」として記載されており、施設所管課は、その内容も踏まえたうえで、年間の評価を二次評価として実施してございませう。また、各評価項目の考え方については、次のページから「各モニタリング評価項目の説明」という標題で掲載してございませう。評価制度の概要は、以上でございませう。

続きまして、本日の進行について、ご説明いたします。次第の裏面にスケジュールを掲載してございませうので、そちらをご覧ください。このあと、総合図書館・文書館より順次審議をお願いいたしますが、各施設の時間は20分を想定しております。このうち、冒頭の5分を使いまして、施設所管課より、施設及び評価の概要について特記事項のみご説明させて頂き、残りの15分で質疑応答を行いたいと考えてございませう。本日は、主に総括評価票を見ていきながら、仕様書や事業計画書の内容がきちんと履行されているかといった点、また、所管課における評価が適正に行われているかといった点を中心に、忌憚なくご意見を頂戴できればと考えてございませう。最後に、本日いただきましたご意見につきましては、取りまとめた後、町長に対して答申として提出し、各施設における次年度以降の事業計画等に反映させていきたいと考えてございませう。事務局からの説明は以上でございませう。よろしくお願ひいたします。

(委員長) ただいまの事務局の説明に対し、何かご意見等ございませうか。

(委員) 本日の会議の位置づけですが、1年間の指定管理者の管理業務に対して、施設所管課が評価を行ったので、その評価が適正かどうか確認を行うのか、もしくは、単なる報告の場合なのか、あるいは、指定管理業務自体に対し、質問や要望などを挙げていくのか、どの位置づけなのでしょううか。

(事務局) 単なる報告の場合ではなく、きちんと評価が行われたのかという観点でも忌憚なくご意見をいただければと思ひませう。いただいたご意見につきましては、取りまとめまして、帳票の「指定管理者選定委員会による意見」欄に書き込み、答申を行ったうえで、各施設所管課及び指定管理者に伝えて参ります。その後速やかに次年度計画等に反映させていくという流れでございませう。

(委員長) 他に何かございませうか。

(委員) 資料の印刷が小さく、見づらかったので、次回以降改善して欲しい。

(事務局) 申し訳ございませうでした。次回以降改善いたします。

(委員長) 他にご意見等がなければ、各施設の審議に移りたいと思ひませうが、よろしいでしょううか。

<委員同意>

(委員長) それでは、まず最初に、寒川総合図書館・寒川文書館です。施設所管課

より、評価結果の概要について説明をお願いします。

(長岡課長) それでは、寒川総合図書館・寒川文書館の総括評価結果について、ご説明させていただきます。担当課は教育総務課及び総務課となります。総合図書館・文書館の概要につきましては、基本協定書及び仕様書をご確認いただければと存じます。なお、総合図書館と文書館は同じ建物内にございますので、その施設の維持管理業務につきましては、一括して指定管理者に委託しております。事業実施、業務運営につきましては、図書館は指定管理者に委託し、文書館は町の直営となっております。

さて、評価結果でございますが、概ね良く出来ていると評価してございます。その中で、特筆すべき事項といたしましては、図書館業務全般に関して、利用者サービス向上を第一に考える姿勢がうかがえ、その点が印象的でございます。特に人員体制では、町直営時からの図書館スタッフを継続雇用することで、その経験と利用者顔なじみの強みを生かした質を落とさないサービス展開がなされていきました。また、図書館司書の有資格者も職員 33 名中 20 名と、昨年度に比べて 3 名増やしております。さらに職員全員に制服を着用させたことで、職員と分かりやすい、声をかけやすいなど、好ましい評価をいただいております。事業運営面では、指定管理者がこれまで培ってきた図書館運営ノウハウを生かして、受付、貸し出しなど、図書館の基本的サービスが着実に行われているほか、図書館としては開館以来となる新しいパンフレットを作成し、町内の全小中学校に配布し、利用者増を図る取り組みを行っています。また、施設維持管理についてですが、利用者に好まれる施設とすべく、開館以来、館内美化に取り組んできた施設でございますが、指定管理者の運営になりましても、それが引き継がれており、なかでもトイレの清潔さは継続されており、好評を得ております。なお、9月のモニタリング時におきましては、外部委託を行う際、事前に町の承認を受けていなかった点が見られ、また、個人情報を取り扱う重要パソコンの取り扱いに不備が見られましたが、2月のモニタリング時には、承認申請の書類の提出や、パソコンの取り扱いに関する指摘事項について改善がなされていきました。外部モニターからは、業務上のルールを職員が守っているかチェックする内部の体制が必要ではないか、さらには関係法令等のスタッフへの周知のための学習会等の実施が望まれるとのご指摘をいただきました。これらについては、今後の課題としております。以上が寒川総合図書館・寒川文書館の総括評価結果についての説明でございます。よろしくお願いたします。

(委員長) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。

＜寒川町情報公開条例第 5 条第 2 号該当＞

(委員長) 次に、寒川町民センター・寒川町北部公民館（北部文化福社会館）・寒川町南部公民館（南部文化福社会館）です。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。

(長岡課長) それでは、寒川町民センター・寒川町北部公民館（北部文化福社会館）・寒川町南部公民館（南部文化福社会館）の総括評価結果についてご説明させていただきます。寒川町民センター・寒川町北部公民館（北部文化福社会館）・寒

川町南部公民館（南部文化福祉会館）の概要につきましては、協定書及び仕様書をご確認いただければと存じます。それでは、総括評価結果でございますが、概ね良く出来ていると評価しております。その中で、特筆すべき事項といたしましては、利用者対応や事業実施面において、指定管理者として新たな視点で公民館サービスの向上策がとられておりました。例えば、館内の案内や掲示がリニューアルされ、利用者に好評を得ていたり、施設維持管理面では職員自らが修繕を行ったり、比較的早く修理業者を入れたりと、利用者の安全確保や不便をかけないようにしようとする姿勢が見られました。また、新しい事業への取り組み、例えば、公民館の利用者拡大と公民館サービスの強化を図るサークル入会体験フェスタや、かつての社交場をイメージした「だがしや楽校」の開催、利用者が少ない中高生を対象にした講座やイベントの開催など、指定管理者が他で培ったノウハウを活用しながら、町直営の頃には無かった事業、取り組みの展開に高い評価をいたしました。一方で外部モニターからは、再委託業務の執行について、職員の目で確実に確認せよとの指摘があったことを受け、報告書による確認体制を作るなど、改善が図られました。また、自主事業の実施状況について、外部モニターからは物足りなさを指摘されましたが、元々公民館業務の指定管理者への委託には、公民館講座、各種教室、催しなどの実施を求めており、それに加えての自主事業の実施は、どの程度を求めるか難しい部分もございます。しかしながら、どこまで自主事業を実施できるかも指定管理者の腕の見せ所でもあるため、あえて、「△」という評価を付けさせていただいております。なお、環境配慮の項目で、1月のモニタリング時には「△」という評価としておりますが、これは、町民センター及び北部公民館の敷地内の植栽が伸びたままになっていたことによるものであり、気持ちよく使える施設とすべく、既に剪定しております。以上が公民館についての総括評価結果の説明でございます。よろしくお願いたします。

(委員長) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。  
＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長) 次に、寒川総合体育館です。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。

(小林課長) それでは、寒川総合体育館の総括評価結果についてご説明させていただきます。寒川総合体育館の概要につきましては、基本協定書及び仕様書をご確認いただければと思います。指定管理者制度に関するモニタリングにつきましては、9月と2月の2回実施いたしました。当該施設につきましては、施設類型Ⅱになります。外部モニターには、健康・スポーツ課が所管いたしますスポーツ推進審議会の委員をお願いしております。評価結果でございますが、全体的な評価といたしましては、利用者への対応や緊急時の対応について、指摘事項が残るが、職員の意識向上のための研修を随時行っており、様々な自主事業を展開して、町民がよりスポーツに親しめるよう努めている、また利用者アンケートでの評価も概ね高く、施設の設置目的に合致する運営が出来ているものと評価しております。具体的な事項といたしましては、9月のモニタリング

で、施設の維持管理につきまして、安全対策に関わる修繕の未実施が一部見られることや、2月のモニタリングで、施設ごとの緊急時の避難経路の明確化や避難訓練の実施の必要性につきまして、特記事項といたしました。総括評価では、施設の修繕につきまして、利用者の安全確保の観点から速やかに修繕が実施され、改善されましたので、二次評価では良好と判断いたしました。緊急時の避難経路や避難訓練につきましては、今後の対応について検討を進めているところで、二次評価では要改善という評価といたしました。そのほかに、利用者対応の評価項目で、職員の勤務態度が悪いとのご指摘が利用者アンケートから寄せられた件につきましては、指定管理者から数回にわたり注意したが改善が見られないことから、早急に対応することが報告されました。職員の勤務態度につきましては、研修等で指導の徹底を図るよう、二次評価で要改善という評価といたしました。事業運営に関しましては、総括評価にもありましており、指定管理者が独自に実施しております自主事業の評判が良く、参加者数も安定していることから、優良という評価といたしました。収支状況や執行状況につきましては、資料のとおり問題なく実施していると判断しており、体育館各施設の利用者数や利用状況、施設の維持管理状況につきましては、月例のモニタリングを実施し報告を受け、数値の分析等を行い、運営に役立てております。最後になりますが、昨年12月に実施いたしました利用者アンケートでも、満足度が高まっており、良好な施設運営が出来ていると判断してございますが、引き続き、町民に親しまれる施設を目指し、指定管理者と連絡調整・連携を図り、管理運営をして参ります。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。  
＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

<14時25分から14時35分まで休憩>

(委員長) 次に、田端スポーツ公園です。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。

(亀井課長) それでは、田端スポーツ公園の総括評価結果についてご説明させていただきます。指定管理者は静岡ビル保善・シンコースポーツ共同事業体でございます。施設の概要につきましては、基本協定書及び仕様書をご確認いただければと思います。まず、総括評価の結果でございますが、全体的な評価としましては、概ね良く出来ていると評価してございます。その中で、特記すべき事項として2点程挙げております。まず1点目は、緊急対応に係るもので、対応マニュアルは整備されているものの、現時点まで避難訓練が実施されておられません。田端スポーツ公園については、河川敷に位置し、大雨による河川増水、大規模地震発生による津波の遡上など、緊急時における迅速な対応が必要ですので、今後の訓練実施について指導したところでございます。その結果、来年度避難訓練を実施することとなりました。次に、2点目として、事業運営の項

目の自主事業の実施についてでございます。土曜日・日曜日と比べて、平日の利用が少ない中、施設を有効的に利用するためにも、積極的な自主事業の展開が求められます。今年度につきましては、自主事業の実施が1回ということですので、利用促進につながる自主事業を実施するよう指導したところです。来年度につきましては、自主事業を充実し、特に利用の少ない平日の利用増に努めます。最後に、指定管理者制度を導入してから、2年が経過いたしますが、制度導入前の維持管理につきましては、委託と町職員の手で行っており、グラウンドの整備と土曜日・日曜日の利用者対応が充分とは言えない状態でした。指定管理者制度の導入により、グラウンドの整備環境と利用者の利便性は格段に向上し、その結果がアンケートの満足度の高さにも現れているものと考えています。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。  
＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長) 次に、寒川町健康管理センターです。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。

(亀井課長) それでは、寒川町健康管理センターの総括評価結果についてご説明させていただきます。指定管理者は、社会福祉法人寒川町社会福祉協議会でございます。施設の概要につきましては、基本協定書及び仕様書をご確認いただければと思います。まず、総括評価の結果でございますが、全体的な評価としては、概ね良く出来ていると評価してございます。その中で、特記すべき事項としては、緊急対応に関わるもので、対応マニュアルが整備されていないとこのことでございます。また、消防計画の策定や避難経路の表示、シェイクアウトにおける対応などは実施されておりますが、利用者を誘導するなどの避難訓練については実施されておりました。その2点について指導を行い、対応マニュアルについては年度内に作成し、避難訓練については来年度より実施することとなりました。そのほかに、担当職員が施設に出向き、毎月提出される管理業務月報をもとにヒアリングを行っております。それにより判明した軽微な課題などについては、その都度指導を行い、早急な対応による改善がなされております。説明は以上ですよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。  
＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長) 次に、寒川町地域集会施設です。施設所管課より、評価結果の概要につ

いて説明をお願いします。

(芹澤課長) それでは、寒川町地域集会施設の総括評価結果についてご説明させていただきます。現在、町内にごございます宮山地域集会所をはじめとする12の地域集会施設の概要につきましては、基本協定書及び仕様書をご確認いただければと思います。こちらの施設は、寒川町地域集会所運営委員会連絡協議会が指定管理業務を行っておりまして、こちらの協議会は平成17年に設立され、地域集会所ごとに設立されております自治会を中心といたしました地域集会所運営委員会により地域集会所運営委員会により、構成されております。平成18年度以降、12の地域集会所の指定管理者として、地域に密着した管理運営を行っているところでございます。また、地域住民の連帯感の育成と地域文化活動の推進に寄与することを設置目的とした、この地域集会所は、地域に密着した自治会により構成されている現指定管理者が管理を継続する事が適切であることから、公募によらず選定されているところでございます。それでは、平成29年度の総括評価結果でございますが、全体的な評価としては、特段問題となるような事項はなく、概ね良く出来ていると評価いたしました。評価項目のうち、幾つかご報告させていただきます。地域集会所につきましては、常駐の管理員を配置しているところはなく、施設の利用受付や清掃といった一部業務を自治会内の会員や民間事業者等に委託している施設もございまして、そのような場合には、事前に承認のうえ、行っております。また、個人情報の管理や利用状況等の記録につきましては、実際の状況を書類等により確認したところ、適切に実施されておりました。今年度につきましては、利用者からの苦情もなく、利用者対応も適切に実施されております。利用者アンケートにつきましては、今年度は実施されておりましたが、各地域集会所運営委員会には、実際に施設を利用する団体の代表者などが選出されておりますので、利用に関する意見や要望などは聴取できる体制はとっております。また、アンケートは来年度実施する予定である旨、確認しております。総括評価でございますが、地域集会所の管理につきましては、指定管理者制度導入以前より、問題・苦情が発生した場合には、その都度自治会と協議し、必要な指導・改善を図ってきており、今年度9月・2月のモニタリング時には、利用者の立場を考えた運営、地域の実情に合わせた管理などに努めており、特に指摘すべき事項はなかったため、管理業務に問題点はないとしております。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(委員長) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。

＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長) 次に、寒川町福祉活動センターです。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。

(内田課長) それでは、寒川町福祉活動センターの総括評価結果についてご説明させていただきます。施設の概要につきましては、基本協定書及び仕様書をご確認いただければと思います。まず、総括評価の結果でございますが、概ね水準以上の内容で、管理業務を行っているが、今後もさらに適切な管理業務を行っ

ていくうえで、協議・調整が必要といたしました。具体的な評価項目として、人員体制の労務管理に関する項目では、社会福祉法人の規程に基づき、適切に管理されていました。その他、個人情報保護や緊急対応、経理事務など、法人の基準にも基づき適切に行われていました。指定管理業務の内容・水準の項目では、清掃、設備点検など、仕様書に基づき、適切に管理していました。また、就園についても、連絡を密に取り、指定管理者が直すべき修繕箇所については適切に修繕を行っていました。収支状況については、伝票類は揃っており、適切に管理されていました。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(委員長) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。  
＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長) 次に、寒川町ふれあいセンターです。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。

(鈴木参事兼課長) それでは、寒川町ふれあいセンターの総括評価結果についてご説明させていただきます。施設の概要につきましては、基本協定書の別表1として管理施設の一覧表、また、別表2として管理物品の一覧表を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。なお、本施設につきましては、平成13年度に社会福祉施設整備事業における介護予防拠点整備事業により、建設されたものでございます。平成15年4月10日に開所式を行い、また、寒川町ふれあいセンター条例第2条では高齢者の社会参加、地域の交流等を行うこと等により、高齢者の介護予防事業等の推進を図るために設置すると定められており、高齢福祉に特化した施設となっております。総括評価の結果でございますが、全体的な評価としては、概ね良く出来ていると評価してございます。その中で、9月のモニタリング実施時には3点の要改善項目がございました。まず1点目は、人員体制の中の、業務に必要な研修の実施に関する項目でございます。こちらにつきましては、神奈川県シルバー人材センター連合会主催の中堅職員研修や経理研修に参加し、その内容につきましては、職員間で共有をしているということで、改善が図られております。2点目は、緊急対応に関するマニュアル整備についての項目です。こちらにつきましては、マニュアルの作成について指示し、2月のモニタリングの時点では改善されております。作成したマニュアルに従いまして、誰でも迅速に対応できるよう、避難経路等を事務室の見えやすい場所に掲示しております。3点目は、利用者対応の安全確保のための対策の項目です。こちらにつきましては、ハード面で備品類の転倒防止対策、物品の落下防止のための整理整頓を行い、ソフト面では施設利用時の注意点の喚起と職員のサービス提供水準の統一を目的としたマニュアル整備について指示し、改善がなされているところでございます。総括評価といたしましては、施設維持管理、事業運営について協定書や仕様書に沿って履行されており、緊急対応や利用者の安全確保について指示に従い改善を図った点を評価しております。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(委員長) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。  
＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長) 各施設の管理状況の確認が終わりました。最後に、全体を通して、もしくは、本モニタリング評価制度についてでも結構ですので、ご意見がありましたら、お願いいたします。

(委員) モニタリング評価の実施と当委員会での確認は今回が初めてということだが、指定管理者制度の適正な運用のためにも、今後とも継続して適切に実施していただきたいです。

(委員長) 初めてということもあり、様々な改善点が見つかったと思いますので、来年度以降見直しを図りつつ実施していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(委員) 施設による添付資料のばらつきが気になりました。日々の点検記録などは、施設所管課において確認すれば良いと思いますので、省略しても良いと思います。一方で、利用者アンケートなどは、利用者の総数と意見聴取を行った人数等のデータや、満足度、具体的な意見等が欲しいところですし、法人の収支のほかに、指定管理業務に関する収支が分かる資料があるとなお良いと思います。

(委員長) ありがとうございます。

(委員) 指定管理業務の従事者を対象とした就業規則があるなら、添付するようになさってください。また、施設により就業規則等の添付が様々であったので、統一していただきたいです。また、労働関連法規は年ごとに改正等があるので、指定管理者の選定及びモニタリング評価の際には注意していただき、就業規則等については、指定管理者選定時に確認する必要があると思われるので、検討していただきたいと思います。

(委員) 災害対策等のマニュアルについて、町地域防災計画との整合はもとより、各施設の特性に応じた対策がとられているかどうか、年1回だけではなく、継続的に確認を実施するようになさっていただきたいと思います。

(委員) 施設類型Ⅰの施設のうち、利用者が限定されている施設であっても、自主事業を行う余地はあると思うので、実施について検討するよう、指定管理者と調整を行っていただきたいと思います。

(委員長) ありがとうございます。最後に、本日皆様から頂きましたご意見については、取りまとめを行ったうえで、本選定委員会からの意見ということで、町長に対し答申を行う予定ですが、その取りまとめにつきましては、事務局作成のうえ、私に一任していただければと思いますが、よろしいでしょうか。

## (2) その他

(委員長) 最後に議題の「(2)その他」ですが、事務局より何かありますか。

(事務局) 事務局から、3点ございます。まず1点目として、総括評価結果に係る今後のスケジュールについて、ご案内いたします。本日皆様から頂戴いたしま

|                               |   |
|-------------------------------|---|
|                               | <p>したご意見につきましては、先程、委員長（副町長）からもございましたとおり、とりまとめを行いまして、町長に対し答申として提出する予定でございます。答申の内容につきましては、各施設所管課において速やかに対応し、今後の管理業務もしくは、次年度の事業計画等に反映させていきたいと考えてございます。また、総括評価の結果につきましては、年度が明けた5月に年度報告書が指定管理者より提出されますので、それを以て確定し、その後町のホームページ等で、総括評価票を公表してまいります。</p> <p>2点目でございますが、本日、外部委員の皆様には、多数の紙資料をお配りしておりますが、お配りしました資料のうち、総括評価票以下、各添付資料につきましては、以前にも資料送付文等でご案内させていただきましたとおり、本日回収させていただきますので、机上に残しておいて頂きますようお願いいたします。なお、「指定管理者制度導入に関する基本方針」と「モニタリング評価について」というマニュアルについては、お持ち帰り頂いて結構でございますので、よろしくようお願いいたします。</p> <p>最後に、本委員会の来年度の予定でございますが、本日も審議いただきました各施設のうち、『福祉活動センター』については、平成31年3月31日を以て現指定管理者の管理期間が終了となり、来年度新たに選定作業を行う予定でございますので、よろしくようお願いいたします。</p> <p>(委員長) それでは、全ての議事が終了しましたので、事務局にお返しします。</p> <p>(事務局) 本日は長時間にわたり、ありがとうございました。これをもちまして、平成29年度寒川町指定管理者選定委員会を閉会します。大変ありがとうございました。</p> <p><b>○閉会</b></p> |
| <p>配付資料</p>                   | <p>各施設総括評価資料（総括評価票及び添付資料）<br/> 指定管理者制度導入等に係る基本方針<br/> 寒川町 指定管理者制度に関するモニタリング評価について</p> <p>※寒川町情報公開条例第5条第2号の規定により、各施設総括評価資料の添付資料は非公開としています。</p>   |
| <p>議事録承認委員及び<br/>議事録確定年月日</p> | <p>委員長 常盤 哲弘 （平成30年3月27日確定）</p>   |